

令和8年度暫定予算について

○ 3月24日閣議における財務大臣発言

「予算の空白は1日も許されないため、不測の事態に備えて、関係各省庁の御協力を得つつ、暫定予算の編成作業を進めたいと考えております。」

○ 期間： 4月1日（水）～11日（土）〔11日間〕

* 期間中に本予算が成立した場合、暫定予算は失効する
(財政法30条2項)

○ 一般会計

(1) 歳出（8.6兆円）

- ・ **社会保障関係費** **2.8兆円**
(年金(2ヶ月分)、生活保護(1ヶ月分)等)
- ・ **地方交付税交付金等** **5.1兆円**
(交付税(本予算の1/4相当)、地方特例交付金(本予算の1/2相当))
- ・ **その他** **0.7兆円**
(人件費(1ヶ月分)、庁費・旅費/予備費(本予算の3%相当(日割り))など)

* 期間中に必要となる行政運営上必要最小限の経費を計上

* ただし、国民生活等に支障が生じないように、期間中に特に必要があるものについては、新規施策に係る経費についても計上
(いわゆる高校無償化、学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる小学校給食無償化)、中学校35人学級、在外公館職員の手当見直し など)

(2) 歳入（0.06兆円）

* 期間中の収入見込額を計上

* 歳出超過額については、国庫の資金繰り上、必要に応じ財務省証券を発行

○ 特別会計・政府関係機関は、一般会計に準ずる。